

(財)日弁連法務研究財団
認証評価評議会(第11回)議事録

2009(平成21)年1月30日(金)午後4時~6時50分

(財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第11回)議事録

- 1 日 時 2009(平成21)年1月30日(金)午後4時～6時50分
- 2 場 所 弁護士会館17階1704会議室
- 3 出席者
議 長 平山正剛
評議員 大谷 實,片山善博,佐柄木俊郎,新堂幸司,高橋宏志,千種秀夫,永井和
之,松尾浩也,吉村徳則(50音順・敬称略)
異議審査委員長 後藤 昭
異議審査委員長代行 深澤武久
日弁連法曹養成対策室長 井上裕明
専務理事 星 徳行
事務局長 清永敬文
事務局次長 石井邦尚
事務局員 青戸理成,江森史麻子,島岡清美,持田光則
- 4 議 題
(審議事項)
 - 1 2008年度春学期 認証評価について
山梨学院大学からの異議申立ての当否
東海大学からの異議申立ての当否
 - 2 2008年度の中間報告及び2009年度の事業計画について(報告事項)
 - 1 2008年度春学期 評価結果について
(大宮法科大学院、山梨学院、関西学院、京都産業、中央、東洋、東海)
 - 2 2008年度秋学期の評価の進捗状況について
(姫路獨協、岡山、琉球、島根、成蹊、青山学院、鹿児島)
 - 3 その他(意見交換事項)
 - 1 法曹養成制度の現状と課題について
 - 2 その他
- 5 議 事(別紙)

第11回認証評価評議会

【平山議長】 本日は大変お足元の悪い中、寒いところお集まりいただきまして感謝を申し上げます。いつも大変お世話になります。今年もまたよろしく願いいたします。

それでは、本日の第11回の認証評価評議会を開かせていただきます。ご協力よろしく願いいたします。

最初に、永井和之評議員がご就任でございますので、どうぞよろしく願いします。

【永井評議員】 中央大学の永井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【平山議長】 それでは、早速でございますが、この審議事項に従ってということでしょうか。

(「はい」の声あり)

【平山議長】 では、1の2008年度春学期認証評価について審議いただきます。2つございまして、1つは山梨学院大学からの異議申し立て、2つ目は東海大学からの異議申し立てでございますが、どなたからいきましょうか。

【清永事務局長】 その前に報告事項のほうから先にさせていただければと思います。

【平山議長】 そうですか。

【清永事務局長】 事務局長をしております清永と申します。よろしく願いいたします。

手短に2008年度の評価についての概況をご報告いたしまして、その辺も若干ご参考にさせていただきながらその後の東海大学、山梨学院の異議審査のほうをお願いできればと思っております。

資料としては49でございます。本日机の上に配付いたしました資料49をごらんいただければと思います。

資料49で、認証評価事業部の2008年度評価等についてというのがございますが、まず第1として、認証評価の実施状況について簡単にここでまとめております。法科大学院74校ございますけれども、全体としてそのうち31校が認証評価を完了している。うち8校について不適合が出ております。当財団の対象校は28校ございますけれども、そのうち20校が完了しております、うち4校が不適合ということになっております。内訳がそれぞれ下に1、2、3、4、5、6とございまして、今5番目の2008年度秋学期の7校について評価委員会のほうで評価報告書を取りまとめている作業の最中でございます。

ちなみに、その2006年度秋学期に2校を始めまして、2008年度春学期までのところで異議が合計4校出ております。2008年度春学期の異議2校についてこの後ご審議いただくということになっております。

それで、その2008年の春学期の認証評価の評価結果につきまして、その後に表で一

覧にしております。左側にそれぞれ評価基準の大きな分野ごとの列記をしたものです。第1から第9までを列記したものです。それぞれこの2008年の春学期の7校について、大宮、山梨、京都産業、関西学院、中央、東洋、東海についてそれぞれ全体としての結論、適合、不適合の結論と、それから各分野ごとのA B C D評価というのを記載しております。

申しわけありません、東海大学適合と書いてありますが、不適合の間違いでございます。この3校が不適合になっております。山梨学院の不適合の理由は、最後の成績評価についてDということで、全体不適合ということになっております。それから、京都産業は、Dが多いのですけれども、最初の運営のところ、それから中ほどのカリキュラムのところ、そして成績評価、この3点についてDということになっております。それから、東海大学のほうは、中ほどのカリキュラムの点でDということになっております。

繰り返しになりますが、山梨学院と東海は異議申し立てをしておりますが、京都産業については異議申し立てはしておりませんで、実は早速もう第2ラウンドの本評価の申し込みがございました。異議申し立てをするのではなく、さらに改善をして第2ラウンドのトップバッターで評価を受けるという申し込みがございまして、実際この2009年度の秋学期に早速本評価を実施する予定で段取りを組んでおります。たしか11月に現地調査に参る予定にしております。

それで、裏をごらんいただきまして、2番として、問題となった事象というのを2つ掲げてございます。これは、不適合となった学校に限らず、適合となった学校についても見られた問題点でございまして、1点目は法律基本科目の偏重、2点目が成績評価の甘さということです。法律基本科目の偏重については、具体的にはどういう形であられるかといいますと、科目群の配置としては展開・先端科目として位置づけられているのですが、実質的には法律基本科目の内容を教えているというような場合、あるいは、単位としては認定しないのですけれども、実際に学生を集めている法律基本科目について補習、補講的な、実質授業的なものをするというような形であられております。その結果として法律基本科目に偏ったカリキュラムになってしまっているというところ です。

もちろんこれは、1つには学生のほうでも法律基本科目を一生懸命勉強したいという要望があり、先生方のほうでも手厚く教えてあげたいといういわば情熱もあってこういうことにもなっているようですけれども、法律基本科目は時間をかけて、授業の時間を増やして勉強すればよいというものではなくて、自学自修も含めて勉強するというのがやはり修得には必要ではないかと。プラス、やはり法科大学院の使命としても幅広いものを勉強しなければいけないということもあり、これは問題となるということでございます。

それと、2点目の成績評価の甘さにつきましても、原因はいろいろあるのでしょうかけれども、その中の1つとして、従来 of 学部での成績評価の流れで、まあまあ不可をつけずに救おうという傾向が法科大学院でも引き続き残っているからではないかという指摘もされております。成績評価が甘いと結局本当の意味で資質、能力を養成された状態で法科大学院を出ることはできないという点で、学生にとってもかわいそうなこととございますし、法

科大学院の使命に鑑みても、修了生には一定のレベルが求められるので、やはりこれも問題であるということになります。この大きく2点が共通して見られた事象ということでもあります。

以上がこの2008年度の春学期に関するものであります。

あとは、今後の予定ということで、現在進行中の2008年度秋学期の7校、姫路獨協、岡山、琉球、島根、成蹊、青山学院、鹿児島7校について評価委員会で評価報告書を作るところで、具体的には明日の評価委員会で評価報告書の原案というものを作成いたしまして、2月上旬で各学校に持参いたします。そこから30日間の意見申述期限というのがありまして、この30日以内に法科大学院側から原案についていろいろ意見などを、異議申し立て的な内容も含めてちょうだいして、それを踏まえて最終的な評価報告書というのを評価委員会で決定し、3月下旬、3月末に公表予定ということで考えております。

すみません、(3)問題とその事象というのは関係ないです。

それから、2009年度春学期に北海学園を予定しております。これは他校より1年後に開校した法科大学院ですので、これが5年目のラストということで、最後に受けるところであります。

2009年度秋学期には、先ほど申し上げました京都産業の本評価、2巡目ということでありまして、プラス再評価要請をつけている学校の再評価も2009年度秋学期に実施する予定であります。大東文化と久留米と獨協です。大東文化についてはカリキュラムの点での再評価、それから久留米については成績評価の点での再評価、それから獨協については第3分野の刑事訴訟法の教員が不足していたという点について、その状況等を含めて見に行くということになってございます。

続けて検討課題ということも簡単にご説明しておきますと、評価基準の改定というのをこの2009年度、2010年度にかけてということで計画をしております。具体的には、2009年度で論点整理をし、基準の改定案も確定して、パブリックコメントに供するところまでやりたいというふうに思っております。2010年度には認証を受けて公告して、それから法科大学院に説明会を行いまして、2011年度からは新基準による認証評価に移りたいと思っております。おそらく2011年度から第2ラウンドが本格的にスタートするのではないかと思います。その理由は、2006年度に本評価第1回目スタートしております。ちょうど5年たったところが2011年度なものですから。あとは、評価手順でむだがないかどうかという整理、見直しもさせていただきたいというふうに思っております。

以上、ご報告させていただきました。

【平山議長】 ありがとうございます。

それじゃ、早速審議事項のほうに入ってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【平山議長】 では、本日、山梨学院大学からの異議申し立てと東海大学からの異議申

し立てを審議していただきますが、その前に山梨学院の異議申し立てにつきましては、後藤異議審査委員長が利害関係おありということで、こちらのほうは深澤委員長代行にさせていただきますということで。それから、後藤委員長のほうは東海大学のほうをやっていた。私が実は東海大学は利害関係がございますので審議をご遠慮いたしまして、千種先生に議長代行をいただくということで、その間、私は席を外したい。そうさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【平山議長】 それでは、そういう手順で。どちらから。山梨のほうからいきますか。

(「はい」の声あり)

【平山議長】 じゃ、深澤先生、どうぞよろしく願いいたします。

(省略)

【平山議長】 それでは、先ほど申し上げましたように、次は東海大学の分をやっていただきますが、私と新堂先生は利害関係があるということで席を外させていただきます、議長は千種先生にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【千種評議員】 よろしゅうございましょうか。第2の東海大学の件について、それではご審議を願いたいと思いますが、まず後藤審査委員会委員長より経過をご説明いただくことになりましょうか。よろしく願いします。

(省略)

【清永事務局長】 すみません。では、休憩時間を10分設けたいと思います。それでは、この時計で40分から再開ということでお願いいたします。

(休 憩)

【平山議長】 では、少し時間は早目でございますけれども、始めたいと思います。よろしく願いします。2008年度の中間報告及び2009年度の事業計画につきまして、清永事務局長から説明をお願いします。

【清永事務局長】 座らせていただいたままで失礼いたします。

資料の50というのをお手元でございます。これも本日配付の資料でございます。2枚から成る資料です。それで、中間報告とか今後の活動予定をまとめて書いてございますので簡単に、先ほどの認証評価結果のご報告と若干かぶるところもあるかもしれませんが、その点はなるべく省くようにして報告いたします。

まず、認証評価評議会、評価委員会、異議審査委員会についてということで、まず冒頭にそれぞれの開催日程を書いております。それで、2008年度は評価が集中しております、前期7校、後期7校、合計14校でございますが、幸い臨時開催といったような形

態をとることもなく評価を終えることがほぼできようとしております。それで、先ほども申し上げましたとおり、2009年度は前期に1校、後期に1校の本評価、その他再評価なども予定されておりますので、それにプラス評価基準の改定作業などもあわせると、それなりの回数の評価委員会は開かなければならないであろうというふうに思われますし、この評議会においても、評議会で基準の改定案の決定をしていただく必要がございますので、その時期にはお願いしたいというふうに思っております。

評価基準の見直しについて、今大体考えているめどでありますけど、大体2009年夏、8月前後ぐらいには一通りの論点を取りまとめまして、そこから評価委員会等々で議論していきまして、それで来年の1月になりますね。2010年の1月のこの評議会で改定案について審議、決定していただくというのが理想的なイメージだというふうに今のところは考えております。

基準の改定に当たっては、これまでの評価作業で出てきました問題点、先ほどの5-1-1、5-1-2の関係もございしますが、その他について論点整理するとともに、中教審の最終の取りまとめというのがもしこの3月に出るとすれば、また、それを踏まえた文科省の動きがあるとすれば、それも踏まえて改定案に盛り込んでいかないといけないので、その辺は情勢をにらみつつフレキシブルに対応したいと思っております。

それから次に、異議審査委員会につきましてですが、5月29日に開催し、それから12月17日にこの東海大学と山梨学院関係についてのものを開催し、また1月に同じテーマで2度目の委員会を開催しました。これも、今後またこの3月に公表予定の7校のうちどこかから異議申し立てがあれば、またそれに応じて異議審査委員会を開催し、そしてまた評議会で先生方にご審議いただくということになります。

それから、2ページ目の本評価の実施についてということですが、これはもう先ほどご説明させていただいたとおりですので省略させていただきますが、1点つけ加えますとすれば、

(省略)

それで、このスケジュール表でいきますと、3月31日に評価報告書を法科大学院に送付し、かつ文科大臣に報告し、当財団のホームページで公表するということになりまして、3ページの頭に、もし法科大学院から異議が出た場合には、4月下旬ごろに異議申し立てが提出され、6月中旬から7月上旬ごろに異議審査委員会での審査というのがありまして、7月下旬ごろから9月上旬ごろにこの評議会での異議申し立ての当否の審理という感じで運営上しております。この評議会で評価報告書を修正すべきだということになった場合には、修正評価報告書を9月下旬から10月上旬ごろに公表するという流れで考えてございます。

それから、文科省の委託研究については、評価校数が非常に多かったので、端的に多忙

でしたので応募はしていないという状況であります。次年度以降は、また必要に応じ考えたいというふうには思っております。

それから、その他の活動ということで、『法科大学院教育の理念と実践』の出版でございますが、2008年の4月30日に第3号ということでこの冊子を発行しております。これは評議員の先生方にももうお送りしております。この1月28日に、できたてですね、これができるようになっております。これは2008年度の春学期の、この山梨学院、東海を含めた評価報告書が掲載されております。これが昨日お送りさせていただいたものです。

以上で、活動報告と、それから今後の活動予定についてご説明させていただきました。一応これで、こういう方向でよろしいかどうかという点をご審議いただければというふうに思います。

【平山議長】 ありがとうございます。

何かご質問が何かございませんでしょうか。ないようでしたら、今のような日程でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【平山議長】 それでは、ありがとうございます。

それじゃ、意見交換ということに移ってよろしいでしょうか。はい。

それではまず、意見交換ということで、「法曹養成制度の現状と課題について」ということで、井上さんが見えておりますので説明をお願いします。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 日弁連の法曹養成対策室の所長を務めております井上でございます。

7月の30日に、お手元の資料48の1枚めくっていただいた法曹養成制度の現状と課題ということでの報告をこちらでさせていただきます。その後、まだ半年がたったところですので、そう大きな変化があるということでもないのかなと思っております。そういう意味では、今日は、現状と課題というところはさらっとおさらいをさせていただくとともに、この半年間の日弁連そのほかの関係諸機関の動きについてを中心にご報告をさせていただきますのがよろしいかなと思っております。

ざっとおさらいをさせていただきますと、法曹養成制度の現状と課題というペーパーをごらんいただきますと、新しい法曹養成制度というのは、高い理想のもとにいい制度をつくるということで、法科大学院というものを設置して、法学について全く経験がないような他学部、社会人の人も幅広く入ってもらって法律家になってもらおうという理想で、7、8割が司法試験に合格できるような教育を行うということで、もう既にできてから5年が経過しております。それに伴って、質を維持しながら数も増やしていくんだということで、来年には3,000人にするんだということが閣議決定もされているところでございます。

めくっていただきまして通しの2ページにもなるんですが、法科大学院の志願者が減少している傾向がございます。志願者が減少し、入学者も減少をしています。それから、社会人の割合も減少しているというところがあります。当初言われていたような7、8割と

というような合格率ではない合格率になっているということが減少の1つの理由なんだろうとも言われております。修了者が若干減少しているということは、各法科大学院が厳格な成績評価をしているというふうにとらえられるのかなと思っています。

法曹自体の魅力が今後下がっていくんじゃないかというような危機意識も日弁連では持っております。弁護士という仕事に対する魅力が、これからの法曹の数が増えていく中で魅力が低下していくのかどうか。やっぱり困っている人を助けるというような法曹弁護士の役割については足りないわけで、そういうものをもっと、学生にそういう志の部分を抱いてもらう必要があるんじゃないか、法科大学院でもそういうことを教えてもらう必要があるんじゃないかというような指摘もなされています。

法科大学院の教育内容については、3ページに入っていますが、種々の問題点があるというような指摘がなされておまして、後ほどご説明するような中教審の法科大学院特別委員会でもさまざまな指摘がなされております。

ここでは、厳格な成績評価、修了認定がなされているのかどうかということ、それから、実務家、研究者それぞれが教員として法科大学院で教えているんですが、教育の内容、教育方法について実務家教員も研究者教員ももう少し工夫が必要なんじゃないかというようなところが指摘されております。

それから、法科大学院に対する認証評価はこちら、本研究財団のしておられるところなんですが、最近どういう指摘があるかという点をちょっとご報告をさせていただきますと、今日も文部科学省の法科大学院特別委員会の中で、第2ワーキンググループという法科大学院修了者の質を確保するという観点での検討をしているグループがあるんですが、そこでも議論がありました。

この認証評価基準、または認証評価の中で法律基本科目を一定の割合以上に増やしてはいけない、多様な法律家を育てるという意味で先端・展開科目などもやらなければいけないという制度の理念に沿った形で認証評価がなされているんですが、それが多少厳し過ぎないかというふうな指摘がなされています。基本科目をもう少しやりたいというところは多少増やしてもいいんじゃないかというような意見が各法科大学院からのヒアリングで寄せられているという報告がありました。

ただ、委員の先生方の間では、法律基本科目の単位を増やせばいいというわけじゃないだろう、もう少し基本的なことをしっかり教えるという観点で、ただ単位を増やせばいいというものじゃないだろうというような議論もなされてはおります。

ただ、多少厳し過ぎるのかなというようなのがワーキングのメンバーの共通した雰囲気だったのかなという感じがしております。

それから、受験指導への過度の規制があると。受験指導等に限らず、先輩が後輩を教える、若手弁護士がチューターとして勉強の仕方を教える、アドバイスをする、サポートをするということが受験対策だというふうにとらえられて、枠をはめられているというような意見も各法科大学院から上がっている。このあたりについても、認証評価がちょっと厳

し過ぎるんじゃないかというようなご指摘が、議論がなされていました。

それから、今日の議論の中に限らないんだと思うんですが、成績評価、修了認定に対する評価が甘いのではないかというような指摘がなされています。日弁連の中でも同様の意見があるんですが、認証評価機関が、こういう人であれば法曹として、仲間として受け入れていいと、そういう観点で、もうすぐにでも一人前の法律家としてやっていけそうだというような人だけを卒業させているのか。もちろんその後修習等あるわけですが、そういう能力、資質がある人だけを修了させているかという観点で、本研究財団を含め認証評価機関がもっと厳しく評価をしてもよいのではないかと、こういう指摘、今日の中教審の議論でも若干ありましたし、日弁連の中では多少強い意見かなというふうに思っております。

今後中教審等で議論が進む中で、先ほど清永事務局長からもお話のあったような評価基準の改定というものが認証評価機関の課題になってくるのかなと思っております。

新司法試験については、志願はした、願書は出したんだけども受けていないという人がかなりの数に及んでいるという状況があります。それから、論文式試験についてはかなりいい問題だというふうに言われているんですが、短答式試験について、知識の暗記に走っているんじゃないかという、そういう傾向を助長しているんじゃないかというような指摘がなされていて、早速来年度から短答式試験の配分を下げ、論文式試験の配点を上げるといったような改善がなされたところが先週発表されております。

修習の関係なんですが、法科大学院を修了して修習に入っていくわけですが、修習期間が短縮されているということもありまして、法科大学院で相当実務的なことをやってほしいというのが修習に携わる関係者のかなり共通した認識なんだろうと思っております。

それについて法科大学院では、前期修習と同程度のことをやるのが法科大学院の仕事じゃないんだと。法科大学院に修習の肩がわりをさせるというのは問題だというような反響がありまして、今具体的にどういふことを法科大学院でやってもらうべきなのか、実質的に何をやってもらう必要があるのかということについての議論、検討が進んでいると聞いております。

さらには、今までは前期修習というものがあって実務修習があって後期修習だったわけですが、前期修習がなくなり、後期修習も短縮されたということで、今まで研修所でやっていたようなことを分野別の実務修習の中でやってほしいというようなニュアンスの要望が研修所の教官室から出ています。それらのことが各地の弁護士会でどの程度できるのかというような疑問も出されております。

2回試験の不合格者の合格率については、前回ご報告以降に、新61期、現行61期の試験も行われておりまして、その合格率等もアップデートをしております。

次のページにつけております表が新旧通しての合格者の推移でして、真ん中が新司法試験の合格者なんですが、今年の新62期の合格発表は2,065人でして、法務省が、司法試験委員会が出しております2,100人から2,500人の目安の中にほぼおさまってい

るんだというらえ方と、2,100というものを下回っているじゃないかというような見方があるところでございます。

来年は2,500人から2,900人の間で合格者を出すんだというのが目安として示されているんですが、どのようなことになるのかということが注目されてございます。

次のページが2回試験の不合格者数の推移でして、多少ジグザグがあるんですが、やはり若干増加傾向があるのかな、落第率が上がっているのかなという傾向が見てとれるかと思えます。

そういう中でなんですが、9ページ以降、日弁連がこういう提言を出しておりますというものを逐次ご紹介をしたいと思います。これは9月3日にいたしました到達目標についての提言というものでして、法科大学院において学生は最低限こういうことを身につけてほしいよという共通の到達目標が必要であるということをもまず提言しております。それは、各法科大学院がこういうことをやりなさいということを経験指導要領的に枠にはめるわけではなくて、最低限こういうことをやってほしいんだということで、模範的カリキュラムではないんだと。ただ、最低限こういうことをやってほしいんだということを示したい、示すべきであるという。あとは各法科大学院が創意工夫をしてそれぞれ特徴ある教育をすべきであるということをも2項でうたっております。

3項では、法律基本科目と実務基礎科目。実務基礎科目については、修習関係者からばらつきがあるというような指摘もありますので、そこについても共通的な到達目標が必要である。そして、知識だけではなくて、その知識を使えるように身につけさせることが必要だというようなことを提言しております。

通しの10ページ、裏面に行きまして、法律実務家にとっては、知識は常々補充していくわけですから、随時補充が可能であるということをも前提にしたそのベースになる知識をしっかり身につけさせるということが必要だということ、それから、学問的な観点で、5項ですが、学者にとって重要であるかどうか、研究する上で重要であるかどうかという観点ではなくて、法律実務家にとって必要だという観点でこの到達目標は作成されるべきである、こういう提言をしております。これは、次のページからあります9月30日に出されております「法科大学院の教育の質の向上についての改善方策について(中間まとめ)」、これが中教審の法科大学院特別委員会の中間的なまとめなんですが、これに間に合うように、これに対して日弁連の意見が影響力をもって反映してもらえるようにというような問題意識で9月3日に急遽出したものです。

中教審の特別委員会のまとめについてもざっとご報告をさせていただきますと、通しページでいきますと15ページ、ここでは、法科大学院の志願者が増えていないんだということを、一定の水準で推移していくものと見込まれるという表現でまとめております。

それから、各法科大学院が志願者を確保しなければいけない、特に、3項ですね。今かなりの法科大学院の志願者の倍率が2倍以下になっていると言われております。半分から3分の1ぐらいの法科大学院だったかと思うんですが、志願者がかなり少なくなっていて、

優秀な人を選抜できていないというような状況があるのではないかと、また、次のページになりますが、適性試験が機能していないのではないかとというような指摘がなされていて、その改善が必要ではないかと、また、適性試験でかなり成績が低い人も入学させているような法科大学院があるというような問題点の指摘がなされています。

適性試験の統一化というのは、もう既に先生方はご案内のとおりかと思うんですが、大学入試センターが適性試験をやめるということの方向であるといううわさがもう既に流れれておりまして、そういう意味で、本研究財団の適性試験に統一される流れにあるということも踏まえた提言になっております。

どんな内容にするのかということは今後さらによりよくするという検討が必要であるということ、それから、法学既修者についてもここで（４）が指摘があるんですが、今の法学既修者はかなり旧試験の受験勉強の経験がある人として、相当知識を持っている人が法学既修者に入ってきているけれども、今後はそういう人がどんどん卒業して合格していく中で、法学既修者の質も下がっていくんじゃないかというようなことが中教審では懸念されております。そこで、法学既修者の認定は厳格にやる必要があるのではないかと、その内容、方法等も検討していく必要があるのではないかとということが言われております。

通しの１８ページに行きまして、多様な人材の確保が必要であるという理念に、なかなか理念に沿った形に今進んでいないというようなことを踏まえて、社会人経験者などをどのように法科大学院に入学させていくのかというような指摘の問題提起、改善の方向性の提起がなされています。

次は修了者の質の確保というところでして、共通的な到達目標の設定の必要があるんだということ、それから、そこでは、日弁連の提言とかなり共通している部分があるんですが、多様性の確保ですとか各法科大学院の創意工夫なども必要である。知識偏重への回避も必要であるというようなことなどが指摘されています。

法律基本科目と実務基礎科目について到達目標が必要であるということで、現在その作業が文科省の中でも進んでおりますし、日弁連でも進んでいるというところです。

それから、次のページに行きまして、やはり厳格な成績評価、修了認定の徹底というところが中教審の中間まとめでも取り上げられております。特に法学未修者が１年生から２年生に進級するときについて厳格に判定する必要があるのではないかとというようなことが指摘されています。

この中でも、ちょっと戻るんですが、この改善の方向性の（１）法律基本科目の基礎的な学習を確保することが必要であるという指摘がありまして、これが法律基本科目の単位数を増やすべきではないかというような問題意識として文科省から提示されております。

次のページは、司法試験との関係でして、司法試験の合格率がかなり低いという法科大学院が相当数ある。そういう状況でいいのかどうかということがここでは指摘がされております。日弁連としては、法科大学院は司法試験の受験予備校ではないわけですから、専ら司法試験だけで判断すべきではないと思うわけですが、そのこともこれには入れる必

要があるだろうとは思っております。

質の高い教員の確保というものが必要であるということ、ダブルカウントの解消の必要があるということ、教員の能力、資質についての認証評価機関での適正な評価が必要であるというようなことが教員の関係では指摘されております。

それから、入学定員の見直し、通しの24ページになりますが、こういうことが中教審の中で提言がされています。(2)の、
、
ですが、入学定員の規模に比べて質の高い教員の数を確保することが困難な法科大学院、それから、志願者が減少して競争率が低いため質の高い入学者を確保することが困難な法科大学院、修了者の多くが司法試験に合格していない状況が継続している法科大学院などについては、入学定員を見直すべきだというようなことが提言されています。

この中間まとめを出した後、文部科学省では74校の法科大学院すべてについてヒアリングを行うということで、おたくは定員を減らすつもりがあるんですか、ないんですかというようなことをある種圧力をかけているというふうにも聞いております。

それから、教員養成体制の構築というようなものが指摘がありまして、次に、教員の能力の向上、教育能力の向上という点も指摘がされています。FDが大事であるというようなことは認証評価でも指摘されているところであろうと思います。

それから、認証評価について指摘がありますのが通しの27ページでして、教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価がなされるべきである。これが私も評価員などをお手伝いをさせていただく中で最も難しいところであろうと思うんですが、ここについての評価をきちんとやっていく、重点を置いていくということが中教審では期待されているところです。それから、積極的な情報公開の推進というようなことも中教審では指摘されています。

このような中教審の中間まとめにつきましては、日弁連が、通しの31ページになるんですが、中教審の中間まとめに対する意見というものを出しております。ここでは、意見の趣旨の第1項をまず見ていただくと、特別委員会が教育の質の向上に向けて理念に沿った改善策の検討を進めていること、共通的な到達目標の策定を提言していること、教育体制充実の見地から入学定員の見直しに言及していることは評価に値すると書いておりまして、日弁連がこういう文科省の中教審の出した提言について評価するというような表現の意見を述べているというのは、かなり、日弁連としてはあまりないことかなと思っております。

基本的には日弁連としてはこの中教審の方向性は適切であるということを考えているわけですが、その中でも、先ほど申し上げたような到達目標については、法律実務家の観点というのが大事なんだよということ、それから、知識の暗記、詰め込みに走らないようにして法律的な思考力を涵養することを重視すべきなんだよというようなこと、それから、法律実務基礎科目が重要性であって、法律基本科目だけに偏っていることがないように、両者を有機的に関連させることが大事なんだよということ、それから、定員の削減につい

ては、大規模法科大学院を中心に思い切った定員の削減が必要であろうということ、他方で、全国適正配置という観点も必要であろうということ、それから、さまざまな観点で法科大学院の質が図られるべきであるということ、こういうことを提言しております。

特に社会的に興味・関心が高い部分がいわゆる法科大学院の定員の見直しの部分と思われまます。それについては通しの34ページにありまして、大都市の大規模校において100名規模の大幅な定員削減をすること等により全国で定員を4,000名程度に減少させることが考えられる、このように提言をしております。現在の定員が5,800人程度ですので、3割に近い削減が必要であろうと、こういう提言をしております。

それから、37ページから日弁連が1月16日に出しました新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言であります。これは、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の理念を踏まえて、充実・発展のために必要な支援を全力を挙げて行うということを指摘した上で、理念の現実との乖離が生じているということから、このような(1)から(11)までの改善が必要であろうと、こういう提言をしております。

定員の削減、それから、今のまま続けていくことが難しいという法科大学院については統廃合の対象にすべきだというようなことも提言しております。また、到達目標を設定すること。それから、臨床科目の充実を図ること、(5)が、未修者でも3年で基礎的な力が身につくような教育内容・方法の工夫を図ること、それから、成績評価、修了認定が厳格になされるようにすること、それについて各認証評価機関が適切な評価方法の工夫を図ること、それから、新司法試験は短答式試験が知識重視にならないように、基礎的な法律知識に限定して確実な理解を試すものにするということ、配点割合を見直すということ、それから、予備試験がこの新しい法曹養成制度の理念を骨抜きにするものであるというようなことが懸念されますので、そのようなことがないように、例外的なものとして運用されるべきであるということ、それから、次のページに行きまして、9項ですが、現在ちょっと十分でないと言われているのが実務導入教育ですので、法科大学院を卒業した後でも、修習に入るまでの間に実務導入教育をきちんとやってはどうかということを提言しています。

また、修習が終わって弁護士登録をした後についても、さまざまな研修を日弁連としてやっていくべきであるということ、それから、今申し上げたさまざまな法曹養成制度全般について、運用状況に関する情報公開を一層進めるべきであるということ、こういうことを提言しております。

法科大学院の総定員の削減の関係では、通しの41ページになりますが、前回の中教審の中間まとめに対する意見よりもさらに踏み込んだ形で、まずは法科大学院の総定員を全体的に減らすべきではないかというようなことを(2)でうたっております。今基本的に文科省もどうやら各法科大学院一律2割ぐらい減らしてはどうかというような感じでの指導をしているというようなことも聞いております。ただ、一律2割というような形ですと、小規模校、地方の小規模校などにとってはかなりそのままでは教育をし続けていくことが

困難になるということも予想されますので、日弁連としては、特に大規模校を中心に定員を削減するということが必要ではないかということを指摘しているところです。

それから（３）なのですが、いろいろな改善策を努力してもらいたいんですが、そういう改善方策をとったとしても、それでも指導するのに十分な専任教員を確保することができない、優秀な入学者を確保することができないというような法科大学院は、やはり統廃合というようなことも必要ではないかと。学生募集を停止して法科大学院を廃止することも含めた適正な措置が必要だろうということも指摘しております。

日弁連は、わりとこういう提言をするということにはしているんですが、具体的にどうなのかというようなことがよく問われております。通しの４９ページなのですが、日弁連の法科大学院センターでは、実際に教育の中身について、こういう到達目標をつくってはどうかというような案を作成しまして、法科大学院の先生方などに討議資料として提供しております。この中身は刑事訴訟実務の中身にかかわりますので、詳細な説明は避けたいと思いますが、弁護士になっていく、裁判官になっていく、検事になっていくような法科大学院生にとって、最低限こういうことは身につけてほしいという内容をまとめたものでございます。

法科大学院によっては派遣裁判官や派遣検事などが教えていて、刑事弁護という観点で教育が十分になされていないようなところもあるという現状を踏まえまして、弁護の観点でも教えてほしい、裁判の観点でも検事の観点でも教えてほしいというようなことをまとめているところです。

現在発表ができているのはこの刑事訴訟実務の基礎だけなのですが、民事訴訟実務の基礎についても日弁連法科大学院センターでは現在目標案を作成しておりまして、来月あたりにはこれも討議資料として公表したいなと考えております。

駆け足ではありますが、ご報告は以上とさせていただきたいと思います。

【平山議長】 ありがとうございます。

井上さん、お話で３ページの法科大学院に対する認証評価というところで、（１）のところであったと思うんですが、ワーキンググループというのが出ましたよね。これは２９ページの審議経過という附属資料のワーキンググループでありますね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 おっしゃるとおりです。

【平山議長】 これでよろしいんですね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 はい。

３０ページに第２ワーキンググループについての名簿がありまして、こちらにいらっしゃる先生方、それから法曹三者の実務家も１名ずつ入る形で、法科大学院修了者の質を確保するにはどうすればいいかという観点で検討がされていまして、その中で認証評価についての議論もなされているということです。

【平山議長】 はい。それでは、井上さんの今の報告について、ご質問でも。永井先生何か。

【永井評議員】 あえて言えば、これから新しいロースクールの設立は認めないという考え方なんですか、日弁連は。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 日弁連が新しいロースクールの設立を認めない認めるところで言うと、日弁連がそこについて拒否権みたいなものがあるわけではもちろんないですし。

【永井評議員】 それはまあそう。ただ、考え方……。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 あと、賛成か反対かということで言うと、それはきちんとした教員を集めて、きちんとした教育体制の法科大学院がつけられるということは、それは決して反対するということではないんだと思うんですが。

【永井評議員】 総数の定数というのは変動しますよね。新規参入を拒否しないというならば。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 それはそうなんだろうと思います。ただ、現実として、今の現状からすると、今の法科大学院の数も法科大学院の定員も多過ぎるんじゃないかと。

【永井評議員】 その多いというのが、新規参入は否定していないということと、今ある法科大学院が適格性があまりないと。質が悪いということの認識でそういうことですね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 はい。

【平山議長】 ほかに。

【佐柄木評議員】 司法試験の合格者について、ちょっと微妙な表現をされたんですが、常識的に見ると抑制に向かっているという感じがするんです。そうじゃなくて、まあまあ、2010年3,000人という線から見るとそう大きくズレてはいないという受けとめもかなりあるんですか。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 これは、日弁連に限らず、法科大学院の関係者の中でも多分そうなんだろうというふうに私は受けとめているんですが、今の教育体制の中で3,000人の合格者を出すということがかなり難しいというのが現状認識なんだろうと思います。

【佐柄木評議員】 ということは、2010年3,000人というのは達成不可能であると。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 不可能であるというようなことは日弁連として表明しているわけでは全然、決していないわけですがけれども、なかなかそれは簡単ではないんだろうなというような認識をかなりの多数の人間が持っているという、そういう状況だろうと思います。

【佐柄木評議員】 よく法曹の質の低下ということが言われる。その材料は、2回試験の不合格とかいろいろな形で出てきているわけですがけれども、この質という問題をどういうふうに考えた方がいいのかというのはなかなか難しいと思うんです。人数を増やすということと質を確保するということは、もともと非常に難しい矛盾を本来抱えていたわけで、

そこでもある意味では反省があるんじゃないかなと思うんですよ、ある程度は。その場合の質というのも、やっぱり過去の司法試験がつくり出してきた法曹の質が果たしてどうなのかという議論があって、実はそこから始まっている。それが法律基本科目についての理解度が低いというのかがどうかよくわかりませんが、そういう点も含めて、その質というものを、法曹の質というものをどう考えていくのか。法律実務の能力と言ってもいろいろだから、難しいんですけども、知識偏重でないというか、そういう部分まで含めた質ということも言っているんでしょうか。今言っている質の低下は。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 質の低下というものがある種表面化したというのは、司法研修所というか、最高裁のほうで2回試験の不合格答案の概要というものを公表したのが一つのきっかけになっているんですが、到底従来であれば考えられないような、それは、多少質が下がるというようなこと、これは弁護士会、日弁連が容認したのかしないのかというのは私は何とも言えないところだし、それを国民が容認したのかどうかという、それも何とも申し上げられない。ただ、質を維持しながら数を増やすために法科大学院という制度をつくるんだというのが理念であったらうとは理解しますが。

そういう状況の中で、また、多様な法律家をつくるんだというような考え方を前提にしつつも、ここまで基本的なことができていないと、ちょっとそれはさすがにどうにもこうにも問題じゃないかというような観点で最高裁が問題提起をしたのが発端になっていると理解しています。

【永井評議員】 その場合、いわば法曹養成の全体のシステムの中で修習期間が1年になったと。前期修習がなくなったと。それで2回試験の落第率をどうのというのが、その数字だけが上がったというのが法科大学院の教育のせいなのか、また、法曹養成全体のシステムにおける修習のあり方の変更によるものなのか、そのあたりは全く最高裁は論証しないで、ただ結果のところだけを言っているということは、日弁連のほうもそのあたりのところをいわば旧試験の制度のときの、あのときも質が下がった質が下がった、いわば予備校ばかりで勉強してどうのこうのという、わあわあやったわけですよ。日弁連はとりわけそう言ったというあたりのこととの関係でどうとらえるのか、本当にいい法曹養成をするためにそのシステム全体をどうとらえるのか、そこをよく検討をお願いしたいなど。

【千種評議員】 私も今のお話同感でして、ここでの法曹養成制度と言っておられる法曹養成の中には、司法試験を受かって、研修をしている過程も入っているんじゃないかなと前から実は思っていました。

今どんなふうにする研修をやっているのか。1年でやるということが非常に無理であるということは私も自分の実感としてわかるんですが、3,000人になると、例えば、研修所に3,000人一遍に入らないですね。だから2つに分けて、1,500人なら入るかといったって、あそこは入らない。入るように20の教室つくりましたけれども、75人の教室で実際授業をやってごらんください。そんなものなんて、2年やればそれは名前覚えるかもしれないけれども、1カ月ぐらいで何人も覚えられるわけではない。そういうとこ

ろの実務修習のシステムや実態がどうなっているかということ踏まえてご議論になっておられるかどうか、そここのところがちょっとわからないところがありまして。

別に怠慢だとか言っているんじゃないんですよ。全体像がわからないのに、ロースクールのところだけ議論してもちょっとぴんとこないところがありまして、全体としてどうしたらいいか。

私いつもそう思うのは、実は法曹人口の問題で、いつでも比較して考えるのは医者なんですよ。医者は国家試験を受けて、2回試験じゃないんですね。だから法曹の質が下がっていると言っても、3万人に対して27万人から28万人いるんですよ。それをそれじゃ変えて2回試験をまたつくるんだというような議論は聞いたことがないんです。

だから、そうすると、専門家の養成機関、過程としてどういうことを理想として考えているのか、そこが私まだつかめないんですよ。

実際問題、本当に3,000人なら3,000人が入ったときに、前期でも後期でもいいんですけれども、まとめて教育ができていいのか、そこはよくわからないんですけれどもね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 日弁連としては、やっぱり修習が不十分なんじゃないかと。修習期間の短縮は反対だというようなのは従来からの意見としてもあったわけですが、法科大学院できっちり実務についてもやってくれるのであれば、この法科大学院、大学を卒業して法科大学院に3年行って、その後また修習も2年やるんですかというのが、社会が許容しないだろうという大きな流れの中で、法科大学院できっちり実務もやるのであれば修習1年短縮はやむを得ないというのが当時この法曹養成制度を改革するときの日弁連のスタンスだったんだろうとは思いますが。

ただ、今の修習が不十分であるというようなことは全国各地の弁護士会の修習委員会からも非常に声が上がってしまっていて、それをもうちょっと充実する方法を考えてほしい研修所でももっといろいろなことをやってほしいというような形の要望としても上がっています。

ただ、法科大学院を中心にして、修習というのはその後のつけ足し的なものにするんだというような大きな枠組み自体を前提にして改善策を議論していくのか、いや、その法科大学院を中核とする制度自体をもう考え直して、法科大学院は場合によっては軽いものにして、修習のほうをもっと手厚くするんだというような方向、それは今の司法制度改革の大きなスキーム自体について修正を図るということなんだろうと思うんですが、今の日弁連の議論というのは、そういう今までの議論を全部やめるといんじゃないかと、法科大学院というものは理念自体はいいんだと。その理念どおりにやっていけば多分すばらしいものができるだろうと。まずそれをもっと一生懸命頑張ってやっていこうじゃないか、そういう考え方に立っているんだろうとは思いますが。

【千種評議員】 理念はいいんですけれども、1年で司法修習をやるということにして、私どもが修習生のときには、3人いても4人いても裁判所の部に2人の修習生がついて、

起案をやって、直してくれないまでも、議論をしてやっておりましてけれども、今4人の部だとすると、8人ぐらいの修習生が来て、起案を直すなんてとてもじゃない、いる場所がないというか、机や座る場所がないという現状だというようなことを聞くんです。確かに4人いるところ8人来たら部屋だっていっぱいだと思うんです。それで実務修習ができるのかということを知ると、あまりできそうな顔もしていないんです。その辺はどういうふうに調べるか、認識しておられるのかがよく分からないんですよ。それを1年やったら何かむだみたいな感じさえするんですね。だから変な方向に行ったり、遊んでいるか、間違った勉強をしているやつが100人ぐらい出てきて、落ちこちるのは当たり前じゃないかと。それじゃ教え方が悪いんじゃないかと、こういうやや乱暴な議論も、これはやじ的な議論ですけども、そういうのも耳にしないこともない。そうするとやっぱり、1年というのは決して短い期間ではないので、それをどういうふうに考えるかということをやっぴり一緒に考えていけないといけないかなと今自分ながら反省しているというか、そういう気持ちなんですけれどもね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 今の法科大学院の現状からすると、修習をもうちょっと工夫できないのか、手厚くできないのかという思いは、多分法曹養成に携わっている人間、特に修習関係者の中に非常に根強い意見なんだろうと思うんです。ただ、それを日弁連として声を大にして言ってしまうといいのかどうかということにかなりちゅうちょしている、遠慮しているというんでしょうか。

【永井評議員】 こういうことを言っているのかどうか分かりませんが、日弁連は法曹一元ということで、修習所廃止を非常に恐れておりましたよね。もし充実させるといって国のほうでは、裁判官希望だとか検察官希望だけを修習しますけれども、弁護士になる人にはやりません。だから、あまり充実しろと言うと、そういうふうに出られると困るといのであまり言えないということはないんですよね。今度無給にもなるしね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 ないだろうと思います。

【平山議長】 本当の意味の質は上がってくるけれども、なかなかそれまでは、例えば2回試験不合格者が多いというようなことで、これは質が悪いというふうに言っているのかということになると、やっぱり基本的には法曹人口を一定程度この国に増やさなければいけないというところはやっぱりきちんと押さえていかないと、せっかくのいい制度がだめになるんじゃないかという心配を私は基本的にはしているんですよね。

【永井評議員】 未修で最初に入ったのが出たばかりですからね。

【佐柄木評議員】 それと、ちょっとお尋ねしたい点もあるんですけれども、質と言った場合に、例えば、最近よく言われているのは学力低下、学生全般の学力低下とか、あるいはもっと広く日本人の質の劣化とか、そういう話まで言われているわけですよ、ちまたでは。どこまでそういうことが言えるのかということとは別に、少なくとも、私も大学で教えているんですけれども、例えば日本語力とか国語力というと明らかに落ちています。もちろん感性とか非常に成熟している部分もあるんですけれども、文章の作成能力

とかそういうのは明らかに落ちている。それから、もちろん漢字とかを含めた国語力というんですかね。そういう点も。質の低下というとき、あるいは答案を書く場合の能力なんかも多分反映されていると思うんですけども、そういう点の議論というのは、例えば中教審の議論で、その学力低下みたいなものとかこの法曹の質の低下みたいなところというのは何かリンクした議論というのではないんですか。行われていないんですか。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 それは、例えば中学校、高校、大学、そういうものとの連続性のようなものとしては必ずしもとらえられていないのか。純粋に法科大学院を修了して司法試験を受ける人がどういう水準に達しているかという……。

【佐柄木評議員】 全体の質が落ちている中で法曹だけ質がものすごくよくなるということはちょっと考えられないですよ。もしそうだとすればですよ。

【星専務理事】 平山前日弁連会長も心配されていましたが、大変中教審の中間取りまとめを日弁連は評価したと。異例なことだと言われたんですが、そこには要するに現状に文科省も動いている部分が、非常に、別な委員会でも今日話題になっていましたけれども、少し定員を減らしてくれという。そうするとやっぱりこれは質の低下につながるであろうと。ですから少し減らしたらどうでしょうかという文科省の動きと中間報告がどういうふうにリンクしているかという1つ問題はあるんですが、それを大いに評価するという、日弁連がね。

そうしますと、文科省は別に、それが4,000人に仮になったとしても、そのうちの7、8割はしっかり法曹養成やるから合格させてねと。そうすると、3,000人前後、これは合格させましょう、受けましょうねというところは嫌ですと。そういうふうになっちゃうと、取りまとめ、評価するけれどもこっちは嫌よという、そこら辺をどうやって日弁連は克服するかという課題をみずからちゃんとやらないと世間の評価は上がらない。それを多分平山会長はおっしゃったんだろうと、こう思うんですけどもね。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 必ずしも現執行部のお考えを私が代弁できているでもないですが、聞いている限りの話としましては、この法曹養成についての提言というのは、純粋に今の法曹養成の現状、問題点というもので、それについてどういうふうにしていくのかということ、それは、この議論というのは決して法曹人口を減らすために始めた議論ではなくて、日弁連の法科大学院センターには、各法科大学院で実際に教鞭をとっている先生方もたくさん入っていますし、研究者の先生にも来ていただいて議論している中で、やっぱり法曹養成の過程全体をよくするためにこういうことが必要だろう、それは、自分たちはあまりたくさん新規参入してほしくないからという議論ではなくて、純粋にいい法曹を育てていくためには、例えば司法修習でも、数が多過ぎて、きちんと丁寧に指導できるのかというような千種先生のお話もありましたけれども、法科大学院でも少人数で丁寧な教育をする必要があるんじゃないか。

少し、要件さえ満たせば設立できるという仕組み、ただ、多分あの当時、法科大学院ができた当時は、かなり規制緩和というような大きな方向があって、準則主義で、要件を満

たせばもう設立するんだと。文科省が、おたくはやめておけとか、そういうことはもうしないんだということで、やはり当初思っていたよりもかなりたくさんの方が法科大学院にしても法科大学院の定員にしてもできちゃったと。これは、例えば、入ったけれども受からないという人がたくさん生まれちゃうわけですし、本当に法曹養成という観点でまず絞ることが必要だろう。それがいい教育をするためにも必要であろうという、これはそういう素直な意識で使われているというふうに受けとめていただいているのかなと思います。

【新堂評議員】 別な話題でもいいですか。

【平山議長】 どうぞ。

【新堂評議員】 1つお伺いしたいのは、3ページで、認証評価を厳格化というのがのところに書いてありますよね。これが財団の認証評価にストレートに言われているのか、それともほかの認証評価機関のことが言われているのか、そこをちょっと教えてください。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 それは、もうむしろ先生方がご存じのとおりで、3つの評価機関の中では当財団がかなりきちんと中身に踏み込んで厳しくやっているということで、むしろほかの評価機関にはちょっと甘いところがあるんじゃないかという指摘もあるところですけども。特に修了認定のところについては、今の財団の評価でもまだ十分ではないんじゃないかと、そういう指摘がなされている。

やはり財団が、ここは厳格な修了認定がなされていますよという法科大学院であっても、その修了者がほとんど司法試験に合格したり、司法試験に合格していないけれども、もうほとんどぎりぎり合格するぐらいの成績の人ばかりだという法科大学院でない法科大学院にもやっぱり厳格な修了認定がなされていますという、そういう財団の評価はしていると思いますので、そういう意味では、司法試験がすべてではないけれども、まだ厳格、十分に厳格かというところではないんじゃないかと。

こっちが厳格にしても、合格者がその大学で増えるかという、必ずしもそうでもない。また、受験校化するというおそれのほうが強くなるんですよね。それに対してもちろん我々は厳格にするだけけれども、逆にそうなると、結果として見ると、厳格な審査をパスした学校からは司法試験に受かる率が減ってくるという、現実としてありそうな気がするんだけど、どうなんですかね、その辺は。

【吉村評議員】 減ってくるけれども、減ったものは2回試験で落ちることはまずあり得ないということになればまた話が違って来るんですけどもね。

でも、建前とはちょっと違うのね。どこかにごまかしというか矛盾があるんですよ。その関係で、ちょっとよろしいですか。

今の段階で少し早過ぎるかもわからないんですが、今からお願いしておきたいのは、とにかく現在では、三振ルールか、スリーアウトルールか分かりませんが、それが全部一回りしていない段階なんですけれども、今の議論を踏まえて私が一番興味を持っているのは、司法試験に合格しなかった卒業生がその後どうなっていくんだろうか。社会の中でどういう位置を占めて、どういう評価を受けて、どういうことをやるんだろうかということ、な

なかなか個人情報との関係でもフォローしていくのは難しいことかも知れないんですが、それがうまくいっておれば、質の低下だとかそういった議論はどこかへ飛んでいっちゃうんですね。法科大学院のそもそもの設立の目的に立派に沿っているじゃないかということになると非常にうれしいんですけどもね。

ぜひ今からそういう問題意識持っていただいて、三振が終わった時点が何かには一斉に。途中経過でもいいんですよ。ワンナウトになったからもうあきらめたというのが何人いると。あきらめた中ではこんな立派なことをやっているとか、多分すれすれで不合格になったんだろうとか、何かそんなデータがあると、かなり分かりやすいんじゃないかと思うんですけどもね。

【永井評議員】 それに絡んで、それは卒業生だけじゃなしに、未修者というものを入れますよね。未修者の判定が、一般論文、面接、適性も本当にそれだけで判断できるかということ言えば、試しに入ってきて、例えば1カ月ぐらいで、入学金も授業料も取らないで入っていて、それで自分は向いていないという方はすぐ転身できるとか、前期で、本人が自分をもっと転身してほかへ行くという場合は授業料も返すとか、何かそういう形で、こうやって徐々に、ご自分でまず判断させて、それでさらに2年に行くときには、今度はロースクールのほうが判断させていただいて、あなたはほかへ転身したほうがいいですよとかいうようなことをやっていこうと思う場合は、そのままに厳しい成績評価をしていこうという場合には、初めから絞るといよりは、そういう形で幅広くいろいろな方にチャンスを与えながら、そういう転身しやすいシステムをつくっていく責任はロースクールのほうにあるとは思いますが、それを初めから少数にしちゃったら、これがいなくなったらゼロになっちゃうということにもなりかねないので、そういう意味では、あまり定数云々ではなしに、本当にいい人が残っていくような、厳しい成績評価をしながら養成していくシステムというものの発想を変えて考えていくこともできるんじゃないかなとも思っているんですね、実際にロースクールを設置しているほうから言えば。

本当に入学試験でどこまで将来伸びるかどうかが判断できるか。試験制度で、その制度は本当に伸びる人を見つかることができる精度を何割と見たらいいのか。試験での精度というのはどのぐらいのものなんですかね。

【吉村評議員】 難しいですよ。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 法律を聞いちゃいけないことになっていますからね、未修者の入学試験というのは。

【吉村評議員】 司法研究所の教官経験からいいますと、司法試験で、昔ですけども、40期代までですが、成績わかるんですよ、司法試験の教官には。だから、とにかく50位以内でとった人というのはだれがどう考えてみても将来ぴかぴかで、本当に有望であるというふうにみんな思うじゃないですか。そうじゃない場合が多いんですね、受験勉強でエネルギーを費やしてしまって。かえって300番ぐらいで通ったのがぐんと伸びるといふ例も多いんですよ。私がそうだとは言いませんけれども。

だから、本当に先生おっしゃったように、どの段階で伸びる、伸びしろがあるかどうかというような評価は本当に難しいんですよ。ただしそれはしようがないので、どこかの切り口でそれを見つけ出していけないといけないことだと思うんですよ。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 その非常に大きな方向性、あり方についてのことだと思うんですけども、例えば医学部というような仕組みは、入学は非常に厳しいけれども、入った後はもうほとんどそのまま、そんなに途中でふるいにかけていくということではなく卒業して、卒業すればほとんど国家試験にも受かるというような、そういうわりと、ピラミッドのようにだんだんふるいにかけて減っていくということではなくて、入ったら、入り口は狭いけれども、あとは入ったらというような、そういう仕組みで、今、多分プロセスによる法曹養成というからには、途中でやっぱりある程度、最初は門戸を広くしつつも絞っていくようなものということなのか。

ただ、そういう途中でドロップアウトした人がかわいそうじゃないかとかいうような意見とかもあったり。それがなかなか厳格な成績評価、修了認定ができない現状であったりするんだと思うんですけども、そこは、やっぱり今は両方必要だとかいうような指摘があるわけですけども、どちらを目指しているのかというところで、これは入るときには広く、だけれども、そこで向いていない人は方向転換を早目にお勧めすると、そういうことなんでしょうかね。

【永井評議員】 その厳格な評価を要求されているというのはそういうことだと思いますけれどもね。

【新堂評議員】 せっかく日弁連の方がおいでですから、お話を承りたいと思いますけれども、刑事訴訟実務の基礎というのができた。まだ拝見していないんですけども、ただ、私が大学や法科大学院で経験した、非常に貧しい経験ですけども、学生のほうは、民事訴訟実務の基礎だったと、名前はそんなような名前で、実際に弁護士さんが教えていらっしゃる。2人ぐらいで教えていらっしゃったんですけども、その授業に出ますと、学生がすごく喜々として勉強しているんですよ。何でかなと。それで、例えば僕なんかは民訴の授業を教えると必ずしもそうではない。分かったような分からないような顔しているわけですよ。

そうなので、どこが違うかと思ったら、やっぱりこの実務の基礎という科目は答えがあるんですね。それはなぜかという、要件事実を教えるでしょう。その要件事実を教えるに当たっては、研修所の教科書を使うでしょう。そうすると、研修所の教科書の判例をもとにしたダイヤグラムみたいなものがある。それはまさに答えがあるんです。研修所ではこう教えているんだというふうに先生が言っちゃいますからね。だから非常に安心して、ああ、これさえ覚えればいいんだという式の授業になりかねない。教え方がすごく難しいんです。

先生はおそらく研修所の教官に教えられた経験が基礎になって教えていらっしゃるんだと思うんですけども、学生のほうはすごく喜ぶんです。ほかの授業に出ると、先生が答

えを言ってくれないじゃないかと。答えがほしいというのも明らかなんですけれどもね。

一方で考える力を養えと。法科大学院はね。知識だけじゃないんだといいながら、この授業に関しては意外と、知識、ごく基礎的な知識かもしれないけれども、知識偏重型になりかねないというリスクが高いですね。その辺を十分に考えて民事訴訟実務の基礎というのもつくっていただけたらと思います。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 なるほど。今司法研修所の民事裁判教官室自体が、要件事実というのはやめようと。学生が要件事実を暗記するという傾向がやっぱり最近強まっている。大事なものの考え方であって、それ暗記することでは決してないんだというようなことを非常に強くメッセージとして研修所が発しているという、そういうふうな印象を受けるんですね。

それがともすると、先生の法科大学院という意味ではなくて、一部の法科大学院では、かつての研修所教育のかつての要件事実論がある種教えやすい部分もあって、それを教えて民事実務の基礎を教えた気になっているような先生もいらっしゃる。そこは、民事訴訟実務というものが紛争を解決するというような観点で、もっと幅広いものとして教えられる必要があるんじゃないかという。

多分今研修所もそういう問題意識を持っていて、日弁連もそういう方向で民事訴訟実務の基礎はつくりたいなと思っていますので、多分先生の問題意識というのは、まさにそういうことなんだろうなと思います。

【新堂評議員】 やっぱり先生も大変です。どうしてもね。殊に最低限これだけは覚えていってくれよという発想から授業が持たれているとどうしてもそうなるんじゃないでしょうかね。

【平山議長】 どうもご苦労さまです。

【吉村評議員】 よくわかりました。すばらしい報告になって。

【平山議長】 ほかに。よろしければ、時間でございますので。

今日は本当に井上さん、ありがとうございました。

【井上日弁連法曹養成対策室長】 ありがとうございます。

【清永事務局長】 異議に関する今日のご審議の結果を踏まえたものを決定書ということで作るのが通例でございまして、通常は異議審査もこの報告書をベースに、若干先ほど指摘のありました点などを修正して完成させる予定です。そんなに時間はかからないと思いますが、その文面について、平山先生と千種先生に基本的にはご一任いただくということによろしいでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

【平山議長】 はい。じゃよろしく願いいたします。